

メンタルヘルス対策事業
所属所支援の進め方について

令和5年4月

鳥取県市町村職員共済組合

I 目的

本支援は、職場におけるメンタルヘルス対策を計画的に推進しようとする所属所に対し、所属所の要望する取組みについて、厚生労働省の「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成18年3月公示）に基づき、鳥取県市町村職員共済組合が選任したメンタルヘルス推進支援専門員（以下「支援専門員」という。）がその具体的な取組み方法等を助言指導し、当該所属所のメンタルヘルス対策を推進し充実を図るとともに、継続的な取組みを定着させるための支援を行う。

II 支援の区分

(1) 所属所支援

所属所におけるメンタルヘルス対策の推進・充実を図り、継続的な取り組みが出来るよう、メンタルヘルス対策の土台作りを目的に行う支援

(2) 教育研修・情報提供

メンタルヘルスの4つケア、「セルフケア」「ラインケア」「職場内産業保健スタッフ等によるケア」及び「職場外資源によるケア」が適切に実施されるよう、管理監督者、産業保健スタッフ等所属所内の関係者が相互に連携し積極的に推進するよう教育研修を実施

III 支援実施の申込み・決定

(1) 支援の申込

支援を希望する所属所は、（様式1）を共済組合に届け出る。

(2) 支援所属所の決定

所属所支援は、（1）により申し込みのあった内容について、共済組合と支援専門員が協議し決定する。

(3) 支援の内容

所属所が希望する支援の内容に基づき、支援専門員が所属所の担当者と十分協議して決定する。

IV 助言指導の支援骨子

(1) 目的

メンタルヘルス対策を計画的に推進しようとする所属所の「心の健康づくり」活動を支援し、定着を図る。

(2) 支援の方法

所属所からの申し込みに基づき、支援専門員が所属所を訪問し、メンタルヘルス対策の導入や拡充について助言指導を行う。

(3) 支援の内容

所属所におけるメンタルヘルス対策に係る体制整備及び実施結果等に関し、所属所が希望する助言指導内容とする。

V 助言指導の内容

(1) 現状の把握

所属所のメンタルヘルスの実情や取組みの状況を聞き取り、担当課長、担当者、衛生管理者等に対し指導行う。

(2) 体制の整備及び計画の策定に向けた助言・指導・研修

- ・メンタルヘルス対策を推進するための所属所内の体制の整備・見直しについて助言する。
- ・メンタルヘルス対策推進の中核となる者に対する指導を行い、メンタルヘルス対策が推進できるような所属所内の人材育成について助言する。
- ・心の健康づくり計画（年間・中長期計画）を策定するにあたって、その策定方法、内容について助言する。
- ・心の健康づくり計画に基づく実施状況及び実施結果について、定期的に訪問調査する等により調査・把握し、推進方法の改善等について助言する。
- ・仕事のストレスを改善する職場環境改善の進め方の指導を行う。
- ・衛生委員会等の進め方の援助・助言を行う。
- ・心の健康づくりの推進のため、関係者に対して教育研修・情報提供を行う。

VI 支援の実施

支援専門員は、所属所と協議して、具体的な助言指導内容・スケジュール等の調整を図り、助言指導を実施する。助言指導の都度「支援活動報告書」（様式2）を作成する。

(様式1)

メンタルヘルス対策事業

支援計画書

提出日： 年 月 日

| | |
|-------|---------|
| 所属所名称 | 支援専門員氏名 |
| | 芦村 浩 |

1 所属所の現状、要望等の概要

2 支援内容

・期間 年 月 日頃 ～ 年 月 日頃の間

・ねらい

・担当者 氏名

年 月 日

所属所長

(様式2)

メンタルヘルス対策事業

支援活動報告書

提出日： 年 月 日

| | |
|-------|---------|
| 所属所名称 | 支援専門員氏名 |
| | 芦村 浩 |

1. 支援内容：

実施日時： 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

対象者：

人数： () 人

内容：

2. その他、所感等